

「(仮称)北九州市犯罪被害者等支援条例」制定の方向性について

1 条例制定の背景

(1) 国の動向

- ・犯罪被害者等施策推進会議（会長：内閣総理大臣）（令和5年6月）
「犯罪被害者等施策の一層の推進について」に基づき、5つの取組の実施を決定。その内の一つに「地方における途切れない支援の提供体制の強化」が挙げられる。
- ・国の有識者検討会（令和6年4月）
「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」が取りまとめを行い、地方公共団体に対し、「市区町村の実情に応じ、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスを導入・提供」「特化条例等の制定」等が求められる。
- ・警察庁（令和6年7月）
地方公共団体に対し、「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」を発出し、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定や支援制度の一層の充実強化を要請。

(2) 福岡県の動向

平成30年3月に「福岡県犯罪被害者等支援条例」を制定し、「市町村の責務」として、「地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施する」と規定。

(3) 北九州市の現状

平成26年7月に制定した「北九州市安全・安心条例」に、「犯罪被害者等に対する支援体制の充実に務める」と規定し、その行動計画に基づき、取組を進めている。

2 経緯

国や福岡県、他都市の動向も踏まえ、令和7年4月に、「北九州市犯罪被害者等見舞金制度」を創設した。

また、北九州市における更なる犯罪被害者等への支援施策の検討にあたり、令和7年6月に「北九州市犯罪被害者等支援検討会」を開催（令和7年度中に3回開催予定、2回開催済み）し、北九州市の課題や支援の方向性等について、有識者の専門的見地からの意見を聴取している。この中で、犯罪被害者等に特化した条例の必要性が示された。

3 北九州市の課題

- ・北九州市では、犯罪被害者等に特化した支援施策をあまり実施できていない（一般施策(※)により対応している）。一般施策では、被害者のニーズに合った支援が受けられない場合もある。
- ・福岡県による支援は、専門の相談員による相談や付添い支援を継続的に行っているものの、経済的支援は、見舞金など一時的なものに限られている。また、県警察による支援は、初期的なものが中心であり、長期的支援は困難である。
- ・被害者等支援に携わる人材が不足している。
- ・二次的被害防止に向けた教育が不足している。

※「一般施策」…犯罪被害者等を含めた幅広い市民を対象として行われる支援制度

4 支援の方向性

- (1) 特化条例の制定により、基本理念及び支援の基本となる事項を定める
- (2) 被害者等のニーズを踏まえた支援メニューの実施
- (3) 途切れない支援による安心感の醸成
- (4) 関係機関・団体等(※)と連携した支援ネットワークの形成

※「関係機関・団体等」…国、福岡県その他の地方公共団体、警察、大学、弁護士会、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体等

5 これまで及び今後のスケジュール（案）

日程		内容
令和7年	6月30日	第1回検討会
	7月29日	第2回検討会
	10～11月	条例制定に関するパブリックコメント手続き
	11月下旬頃	第3回検討会
令和8年	2月	市議会に条例案を提出
	4月 1日	条例施行（予定）

6 「(仮称)北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子案

(1) 目的

犯罪等により被害にあった者やその家族、遺族（以下「被害者等」という。）の権利利益を保護し、被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。

(2) 支援の基本理念

- 被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮する。
- 被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行う。
- 被害者等の二次的被害・再被害の発生の防止に留意する。
- 被害者等が置かれている状況やその他の事情に応じて、各主体が相互に連携し、協力して推進する。

(3) 各主体の責務

- 市 …支援施策の実施にあたり、関係機関等と連携し、協力して行う。
- 市民等…支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせない、被害者等を地域社会で孤立させないように十分に配慮するよう努める。
- 事業者…従業員が被害者等になったときは、その受けた被害を早期に回復・軽減できるよう、勤務について十分に配慮するよう努める。

(4) 総合的支援体制の整備

- 市は、関係機関・団体等と連携・協力して、必要なネットワークを構築するなど、総合的な支援体制を整備する。
- 市の支援に関係する部局が相互に連携し、必要な情報の共有を図る。
- 市は、被害者等が犯罪等によって直面している様々な問題について相談に応じ、関係機関等と連携を図り、必要な情報の提供・助言を行う。
- 市は、相談に応じて必要な情報の提供・助言を総合的に行う窓口を設置する。

(5) 支援の内容等

- 市は、被害者等の経済的負担を軽減するため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等が精神的な被害から回復できるよう、必要な支援を行う。
- 市は、日常生活を営むことが困難となった被害者等に対し、必要な支援を行う。
- 市は、従前の住居に住むことが困難となった被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等が二次的被害・再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等の雇用の安定を図るため、必要な支援を行う。
- 市は、市内に住所を有しない者が市内で被害にあった時は、その者が住所を有する地方公共団体と連携・協力して、必要な情報の提供・助言を行う。

(6) 人材の育成

市は、被害者等の支援を迅速・適切に行う人材を育成するための研修の実施等必要な施策を行う。

(7) 関係機関・団体等との連携

市は、関係機関・団体等と連携し、被害者等の支援を行うとともに、大学生など若い世代を含む多様な主体が参画できる環境の整備に努める。

(8) 民間支援団体への支援

市は、民間支援団体に対し、活動の促進を図るため、市が実施する支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行う。

(9) 広報及び啓発等

市は、日常生活を営むことすら困難になっているなど、被害者等が置かれている様々な状況とそれらに応じた支援の必要性や、被害者等の人権尊重と二次的被害・再被害防止の重要性等について市民等の理解を深めるための広報・啓発を行う。

(10) 教育活動の推進

市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、被害者等が受けた被害とその心身への影響に関する理解の促進、二次的被害・再被害防止のため必要な教育活動を推進する。

(11) 意見等の反映

市は、被害者等の支援及び被害者支援施策の推進に当たっては、被害者等をはじめ、有識者その他市民等からの意見、要望等を把握し、支援施策に反映させる。

(12) 支援を行わないことができる場合

市は、被害者等の支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められる場合は、被害者等の支援を行わないことができる。